

大阪府山元課長補佐ほか応対

## 2022年夏、大生連生活保護の実態と私の要求書について

### 課長補佐の回答

家族構成は、全体の8割弱が単身世帯でした。年齢は約8割強が60歳以上で、中でも70代の方が最も多く、全体の約45パーセントを占めている。

ほとんどの世帯で食費などすべての項目について節約されてることがうかがえ、食品を安く買うことや電化製品の使用方法について工夫をしておられ、日々やりくりされていることがうかがわれた。

◆エアコン保有は約9割との回答だったが、エアコンがあってもほとんどの世帯で扇風機を併用しながら、エアコンの使用頻度を落とすなど、節約されている。

◆夏の電気料金は、約3分の1の方が普段の月より5000円以上高くなっていた。エアコンの使用により電気代がかかる状況がうかがわれた。

次に、「私の一言」で、印象に残った点をお話しさせていただきます。

◆今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰の影響で電気代が高い食料品などが値上がりしており、節約のしどころがない、家にこもりがちになったという声が大変多かった。

◆生活保護基準の引き下げについて、色々なものが値上がりしており、これ以上の引き下げは厳しく、外出や交際ができず、家に引きこもって動きがちになる、といったご意見がありました。

多くの方がギリギリの生活であると感じておられ、皆様の厳しい生活の状況が見て取れました。

### 夏季加算の創設について

電気ガス体が値上がりしている、節電しながらも、日中は熱中症や電気代の心配でエアコンが必要といったご意見があり、猛暑の中、昨今の物価高騰を受け、切実なご様子がよくわかりました。大阪府としましても生活実態を踏まえた基準であることが重要と考えております。

### 生活保護を利用してよかったこと

安心して医療を受けられることをあげておられる方が多く、生活保護によって生活が安定された様子がよくわかります。

### 生活保護を利用して困っていることについて

周りに知られるのがいや、恥ずかしい、後ろめたい、世間の目が気になる、自由がない、といったご意見があり、国、一部の不正受給のために周りに知られたくないと考えておられる

方が多く、そのために周囲や世間を気にしてしまう、ということかと思いました。

改めて必要な保障や支援と持続可能な社会保障が両立できますよう、生活保護行政を適切に進めることの大切さを感じました。

生活と健康を守る会の皆様の生活の実態についてお話を伺い、議論を重ねていくことは、我々にとっても貴重な機会と思っております。

**大生連** エアコンの修理費は支給できないのか。

**大阪府の回答**

大阪府としては、エアコンの修理費用については、家具什器費とか住宅維持費には該当しない。社協に問合せたところ、貸付けの対象になり、修理費用についても対象に含まるという確認をしました。修理費用の貸付けの実績もある。

### **門真市の三つの案件**

●遺産（50万円）による63条の返還金の中で、自立更生のため、冷蔵庫の購入を認めてほしい。20年以上使っている洗濯機の購入に際して10万円のコロナ特別給付金で賄え、できないときは社協より借り入れるように言われた。

**大阪府**

生活保護費の費用返還、及び費用徴収決定の取り扱いについて下記の通知を示し、門真市に大阪府の意見を伝えている。

費用返還については、原則全額返還対象とすることとし、全額を返還対象とすることによって、当該保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、その一部を返還額から控除して差し支えないとされています。 控除を認めている。

①盗難などにより消失した額、②家屋補修、生業などの一時的な経費 ③当該収入が認定基準に基づき実施機関が認めたもの ④自立更生のためのやむをえない用途にあてたもの。⑤遡及して受給した年金 ⑥当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合。

給付金につきましては、保護の認定の対象ではない。と門真市に伝えている。

**大阪府**

●125cc以下の原付バイクの保有については、実施要領の局長通知により、処分価値の小さいものの保有を認めている。今回のケースについては、4つの条件を満たしており、処分価値の小さいものと考えており、『普及率』ではない。門真市に再検討をお願いし、再検討します、という答えをいただいております。

バイクの保有の4要件①処分価値がない。②地域との均衡。③任意保険加入。④維持費の捻出可能であること。

●昨年9月にエアコン設置の申請に行ったら、来年来てくれと言われた。今夏、申請に行ったら、給付金で買え、社協で借れと言われた。昨年対応すべきではなかったか。

**大生連** 63条の取り扱いが福祉事務所によってバラバラだ。平成24年7月23日通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取り扱いについて」を示して指導してほしい。

## 枚方市の申請権侵害について

### **夫婦ふたりいっしょでないと言われ、申請は認めないと言われた。**

高齢者の夫婦で、夫は特別養護老人ホームに、妻はサービス付きの高齢者住宅に入居。夫は自分の年金で賄い、妻は娘からの仕送りで費用を出している。

ところが2年前、コロナの関係で、娘からの仕送りができなくなった。そのため、令和2年の3月27日母の生活保護の申請に行った。

保護課は「夫婦は2人で生活保護を受けなければなりません。」と、追い返した。2週間後、生健会に相談があり、生活保護の申請に行き、認められた。何にも条件は変わっていないのに、なぜか。「世帯について」勉強していないのではないか。申請用紙はカウンターにおいて、申請権を守ってほしい。娘が申請した日にさかのぼって支給すること。(遡給について審査請求をした)

**大阪府** 世帯については、個別の状況による。ことはない。申請書がもう常に窓口にあるところまでは、府は状況を把握していない。夫婦だから一緒に申請をと受け付けてもらえなかったことについて、不適切な対応と考える。

### **申請書のカウンター設置を求める。**

平成25年11月7日 田村国務大臣答弁  
(申請書は) 窓口で常備配置していることが、条件。常備配置していなければ大問題である。

**大生連** 以前、府直轄の子ども家庭センターで、申請用紙はカウンター設置がされていた。現場では支給開始に該当しないから、今日は相談のみで、改めて出直してください、という話になっている。これは問題だ。

### **申請日について**

**大生連** 例えば、1日に申請はしましただけど、2日からって言われた場合にその1日に、事故とか病気とかあった場合は、生活保護にかからないのか。だから、そういう命に関わることで、あの関連するから私たちは申請した日々が大事だと言っている。

**大阪府** 申請した日に遡って支給されます。

その日を含めずに 14 日以内に決定をするってということで、決定をしたら、遡って申請した日から保護が適用になるので、例えばその日に医療や医療の費用がかかったとしても生活保護の医療扶助で対応させてもらうことになりなる。で、保護費もその日に遡って支給される。

**大生連** 民法による初日不算入ではなく、生活保護法に則り、運用してほしい。

### **羽曳野での事案**

スナックを経営していたが、コロナで営業が立ち行かなくなって、生活保護を受けている。男性ケースワーカーが突然訪問してきて「家具やベッドとかを見て、デカイ」などと言った。新たに購入したものでもない。訪問について、指導してほしい。

### **八尾**

猛暑の中で、母子などの熱中症による死亡が報道されている。大阪府は実態を調べて、対応すべきではないか。テレビでは、エアコンどんどんつけましようというが、電気代が出せな。夏期一時金の復活をしてほしい。また、低所得者にも支給してほしい。

## ——交渉での私のひとこと——

### **夏季加算の復活を**

**大生連** 大阪府は財政調整基金を 2400 億円もっていると聞いている。カジノ IR にも 790 億円を支出すると聞いている。是非、熱中症対策を府として独自に予算化してほしい。

- 物価が上がりすぎて、好きな食べ物が買えない。インスタント食品ばかり食べているから、段々と食欲がなくなってきた。
- 70 歳になると保護費が引き下げられ、75 歳にさらに減額になる。早く死ねということか。
- 今年は気候変動で暑く、クーラーをつけないととても生きていけません。電気代をほしいです。

### **医療扶助の一部負担はやめて**

- いまでも医療機関は、よっぽどでない util していません。年齢も進むと思いがけない事態も考えられますが、今の状態でこれ以上の負担は不可能です。
- 医療扶助で大変助かっているのに、一部負担を導入されると、病院に行くことも控えることになり、病状が悪化すると思います。
- これ以上、医療負担までいわれると、もう生活が成り立たない。これだけはやめてほしい。